

告 示

埼玉県選管告示第十二号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、四月九日とする。

令和三年三月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文